

最近の行政の動き

消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車に係る
防災要員の省力化について

消防庁特殊災害室

1 はじめに

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令(令和6年総務省令第79号)が令和6年8月9日に公布されました。

この改正は、主に、一定の要件を満たす特定事業所が、総務省令で定める「防災要員の行う防災活動の作業の省力化に資する装置又は機械器具」を消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車に搭載した場合に、当該消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車に置くべき防災要員の人数の特例を定めるものです。

以下、この改正について概要を説明します。

2 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車について

消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車とは、1台で大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車の性能を有する消防ポンプ自動車で、石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令(令和5年政令第194号)及び石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令(令和5年総務省令第47号)の公布・施行により、令和5年5月31日より防災資機材等として規定されています。

3点セット



大型化学消防車



大型高所放水車



泡原液搬送車



消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車

3 防災要員の配置について

特定事業者は、その自衛防災組織に、大型化学消防車等の防災資機材を備え付けなければならない場合には、その防災資機材毎に以下の表に示す人数の防災要員を置かなければなりません。また、自衛防災組織に防災要員を備えつける必要がない場合においても2人以上の防災要員を置かなければなりません。その他、石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和51年政令第129号。以下「政令」という。)第7条第2項に規定する大型化学消防車等を複数備えた場合には、指揮者である防災要員1人を置き、また、大容量泡放水砲等を備えた場合には、防災活動を統括する者を1人、当該砲各1基につき1人、当該砲を用いて行う防災活動を円滑適正に行うために必要な政令で定める防災要員を置かなければなりません。本改正の対象となる防災資機材である消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車に必要な防災要員の人数は、5人と規定されています。

表 防災資機材等に必要となる防災要員の人数

防災資機材等（1台あたり）	必要な防災要員の人数
大型化学消防車	5人
大型高所放水車	2人
泡原液搬送車	1人
甲種普通化学消防車	5人
普通消防車	5人
小型消防車	4人
普通高所放水車	2人
乙種普通化学消防車	5人
大型化学高所放水車	5人
消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車	5人
普通泡放水砲（1基あたり）	1人
オイルフェンス展張船（1隻あたり）	乗組船舶職員等ほか2人
油回収船（1隻あたり）	乗組船舶職員等ほか2人
油回収装置を積載する補助船（1隻あたり）	乗組船舶職員等ほか2人

4 防災要員の省力化に係る改正内容

前項2及び3を踏まえた上で本改正に係る内容については以下の3点となります。

- (1) 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車に搭載する、「防災要員の行う防災活動における作業の省力化に資する装置又は機械器具」を、ホース延長用資機材、低反動ノズル及び携帯無線機としたこと。
- (2) 防災要員の人数の特例が適用される特定事業所の要件として、上記(1)のホース延長用資機材等を搭載している消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車及び当該特定事業所に備え付ける必要があるその他の防災資機材等による消火活動場所があること等を規定したほか、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車に係る所要の規定の整備を行ったこと。
- (3) 上記(2)の要件を満たす特定事業所に係る自衛防災組織が上記(1)を搭載する消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車に置くべき防災要員の人数を次のとおり規定したこと。
 - ① ホース延長用資機材、低反動ノズル及び携帯無線機を搭載している消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車 3人
 - ② ホース延長用資機材、低反動ノズルを搭載している消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車 4人

5 おわりに

本改正により、所定の要件のもと、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車に係る防災要員の省力化が可能となりました。今後、より効率的な石油コンビナート等における防災活動に資するものと期待するところです。